

奈良市教育委員会障害者活躍推進計画

令和8年4月1日
奈良市教育委員会

— 目 次 —

I. はじめに

- 1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

II. 目標

- 1. 採用に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 定着に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

III. 取組内容

- 1. 障害者の活躍を推進するための体制整備・・・・・・・・4
- 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出・・・・5
- 3. 障害者の活躍を推進するための環境・人事管理・・・・5
- 4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

I. はじめに

1. 策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成することとされています。それを受け、障害者の雇用機会の創出、および、教育委員会内に所属する障害者がその障害特性や希望に応じて能力を効果的に発揮できることを目的として「奈良市教育委員会障害者活躍推進計画」を策定しました。

現在、奈良市では、「障害のある人もない人もともに活躍できる共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム※の充実発展を進めています。障害者が働きやすい環境を整えることは、すべての人にとって働きやすい環境をつくり出すことにつながります。この計画に基づく各種取組によって、障害者である職員を含むすべての職員が働きやすい職場環境づくりを引き続き進め、共生社会の実現を目指します。

※インクルーシブ教育システム：一人ひとりがお互いの多様性を尊重し、個々の特性を生かして自己実現を目指すという目的のもと、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組み

2. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

Ⅱ. 目標

1. 採用に関する目標

法定雇用率の達成

(指標：各年度の障害者任免状況通報（6月1日時点）での障害者雇用率)

市教育委員会で採用試験を実施する正規職員は一条高等学校教員のみであり、委員会事務局の正規職員については市長部局との人事交流により在籍者数が変動するため、市教育委員会独自で正規職員の障害者雇用を進めることは困難な状況にあります。

市長部局と協力して一体的に雇用の推進を図るとともに、市教育委員会独自で対応が可能な会計年度任用職員の障害者雇用について段階的に進め、法定雇用率の達成に勤めます。

評価の方法については、毎年度の障害者任免状況通報の際に障害者雇用率を把握し、達成状況を評価します。

○法定雇用率

期間	教育委員会	国、地方自治体	民間企業
令和6年4月～ 令和8年6月まで	2. 7%	2. 8%	2. 5%
令和8年7月以降	2. 9%	3. 0%	2. 7%

※令和8年7月以降も法定雇用率の改定が行われる可能性があります。

【参考】奈良市教育委員会の障害者雇用率の推移（各年度6月1日時点）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法定雇用率	2. 50%	2. 70%	2. 70%
実雇用率	1. 60%	2. 37%	2. 70%
不足人数	5. 5人	1. 5人	0人

2. 定着に関する目標

1 年間の離職率 5 %未満（各年度 6 月 1 日時点）

（指標：障害者任免状況通報において対象となる障害者の、通報後 1 年間の離職率）

採用後に職場定着を支援するための取組を実施することで、障害のある職員が仕事に誇りややりがいを感じ活力を得ていきいきと働ける職場環境を目指すとともに、障害者である職員の職場環境を起因とした離職を生じさせないようにします。

毎年の任免状況通報において対象となる障害者のうち、任免状況通報後 1 年間の離職率 5 %未満を目標とします。

毎年度の障害者任免状況通報の際に、前年度対象者の離職状況を把握し、達成状況を評価します。

Ⅲ. 取組内容

1. 障害者の活躍を推進するための体制整備

(1) 組織面

○ 障害者雇用推進者の選任

教職員課長を障害者雇用推進者として選任し、取組を推進します。

○ 障害者の活躍推進に関する庁内検討会議への参画

市が設置する障害者の活躍推進に関する庁内検討会議に、教育委員会からは教職員課長（人事担当課長）及び関係課長が構成員として参画します。原則として年1回以上の会議等を開催し、障害者雇用に関する制度設計や部局横断的な取組の検討や、本計画を含めた各任命権者の障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行います。

○ 職員及び有識者等への意見聴取の実施

障害者や障害者と共に働く同僚・上司及び有識者等に対してアンケート等による意見聴取を定期的の実施し、集約した意見を障害者活躍推進に向けた取組に反映します。

○ 障害者職業生活相談員の選任

障害者職業生活相談員を職員の中から選任し、障害者の職業生活全般についての相談、指導を行います。

○ 人的サポート体制の整備

障害者である職員や障害者と共に働く職員への支援を行うために、相談窓口を設置し、職員への周知を図ります。また、必要に応じて、個々の障害者をサポートする支援担当者の配置や外部機関との連携を行います。

(2) 人材面

○ 障害者職業生活相談員の育成

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、奈良労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

○ 職員向け研修及び啓発等の実施

職員を対象に、障害に関する理解促進のための啓発及び研修等を実施します。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○ 職務選定及び創出の検討

職務整理表の作成や庁内への照会等の方法により、職務の選定及び創出について検討を行います。

○ 障害者と業務の適切なマッチングの実施

障害者の能力や希望も踏まえ、本人に合った業務の割振り又は職場の配置を行う等、障害者と業務の適切なマッチングを行います。また、職場への配置後も面談等により課題を把握し、適正な雇用管理を行うことで、職場定着支援を図ります。

3. 障害者の活躍を推進するための環境・人事管理

(1) 職務環境

○ 合理的配慮の提供

障害者からの要望を踏まえ、施設等の環境整備や就労支援機器の導入等、合理的配慮に基づく措置を検討します。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

(2) 募集・採用

○ インターンシップ及び職場実習の受け入れ

大学生を対象としたインターンシップの中で障害学生を分け隔てなく受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を行います。

○ 障害者を対象とした会計年度任用職員の採用

会計年度任用職員（非常勤）は障害の状況に応じて柔軟な働き方が可能なことから、障害を持つ方の雇用機会の確保を目的として、障害者を対象とした会計年度任用職員での採用を実施します。

○ 採用選考時の配慮

採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における時間延長や筆談

の実施、本採用までに少ない勤務時間で慣らし期間を設ける等、障害特性への配慮を行います。

○ 募集・採用における取扱い

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

(3) 働き方

○ 柔軟な時間管理制度の整備の検討

障害者が障害特性に応じて、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう、障害者からの要望を踏まえ、柔軟な時間管理制度の整備を検討します。

(4) キャリア形成

○ 各種研修の実施

キャリアアップ支援のための研修等を実施するとともに、実施するに当たっては、障害特性に応じた合理的配慮を提供します。

(5) その他の人事管理

○ 中途障害者への支援

中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。

4. その他

○ 障害者就労施設等からの調達推進

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。